

条例の点検・見直しシート

条例の題名		三重県社会福祉審議会条例	作成年月日	平成24年6月22日	
条例番号		平成12年三重県条例第5号	公布日	平成12年3月24日	
所管部局課		健康福祉部健康福祉総務課	直近改正日	平成12年10月13日	
			電話番号	059-224-2323	
条例の概要		社会福祉法第7条第1項の規定に基づき、三重県社会福祉審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものである。		条例の類型	委任型
視点	項目		回答	検討内容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。		はい	社会福祉法第7条第1項の規定に基づき、社会福祉審議会の組織・運営について、必要な事項を条例で定めているものであり、県の社会福祉行政の指針となる社会福祉のすべての分野における共通的な基本事項やその他重要な事項を調査審議する必要があるため、条例の目的は妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。		はい		
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。		はい	県社会福祉審議会は毎年開催されている。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。		該当なし		
適法性	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。		はい		
	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。		はい		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。		はい		
有効性	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。		はい		
	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。		はい		
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。		はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。		はい		
効率性	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。		はい	社会福祉法第7条第1項の規定に基づき、必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、社会福祉審議会の運営に支障が生じると考える。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。		はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。		はい		
公平性	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。		はい		
	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。		はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。		はい		
その他	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。		はい		
	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。		該当なし		
点検・見直し結果	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		
	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無	
	改正を検討する	現在の規定は、要件のいずれをも満たし改正の必要がないと考えるが、条項整理への対応が必要である。		無	無